

学習の機会の充実について

知らないことが
いっぱい！

- 不妊治療：4月から保険適用
- 妊娠：妊娠中の体の変化、妊娠中の病気、生活面で気をつけること
- 出産：流産、死産、切迫早産、自然分娩、無痛分娩、誘発分娩、帝王切開
- 育児：産後の生活リズム、乳房ケア、沐浴、離乳食
- 産休：産前6週(女性が請求した場合)、
産後8週(強制的な休業。6週経過後は本人が希望し医師が支障ないと認めた場合は可。)
- 育休：男性の育休制度についての改正 最大4回の分割取得が可能に
- お金のこと：出産に係る自己負担額、出産一時金、高額療養費、児童手当、東京都出産
応援事業など

すくすくカードの児童館での配布について



妊娠中

つながるきっかけ



産後



ケアプラン(サポートプラン)の作成

1

妊婦面接

プランの作成

2

乳幼児家庭全戸訪問

プラン見直し&作成

3

児童館等

プラン見直し&作成


 出産前に産後のプランを作成

子育て世代包括支援センターの全国展開

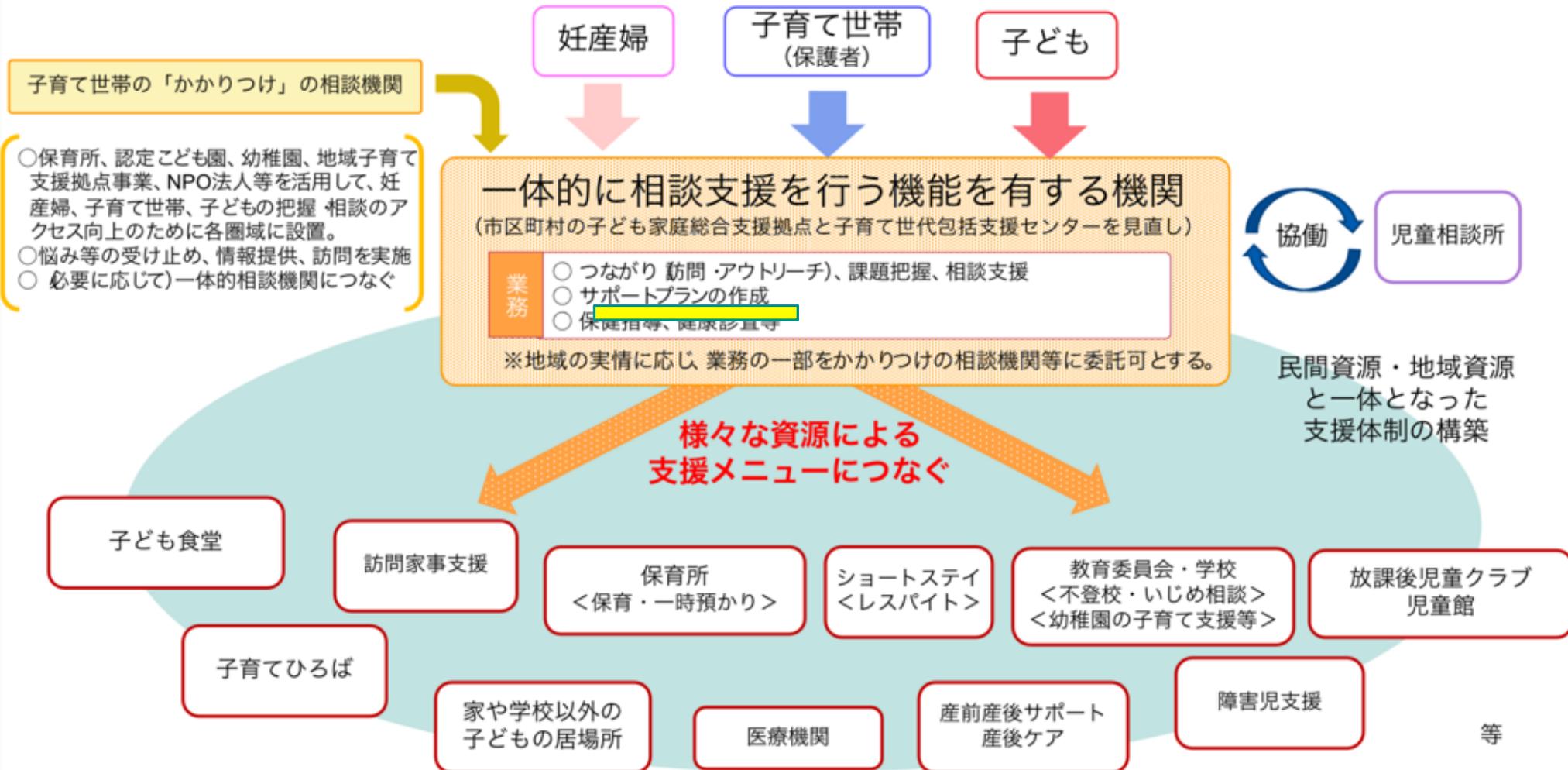
- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 > 実施市町村数 : 983市区町村(1,717か所)2019年4月1日現在 > **2020年度末までに全国展開**を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



市区町村等におけるマネジメントの強化

(全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置)

- 市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。**
- この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**



都道府県・市区町村等における相談・支援機関

- **市区町村**には、家庭等への相談や支援を行う機関として、**子育て世代包括支援センター（母子保健）**と**子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）**がある。都道府県等には、**児童相談所**、**児童家庭支援センター**がある。
- 市区町村は全ての家庭・子どもへの支援に対応し、都道府県等はより専門的な知識等を要する家庭・子どもへの対応を行う。

市区町村

子育て世代包括支援センター
2,052箇所 (R2.4)

○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とし、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う。

【具体的な業務内容】

- ① 妊産婦等の支援に必要な**実情の把握**
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な**情報提供・助言・保健指導**
- ③ **支援プランの策定**
- ④ 保健医療又は福祉の**関係機関との連絡調整**

①②対応者数 **3,045,543人**
支援プラン対象者数 **627,796人**

子ども家庭総合支援拠点
716箇所 (R3.4)

○ コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

【具体的な業務内容】

- ① 子ども家庭支援全般に係る業務（**実情の把握、情報の提供、相談等への対応**、総合調整）
- ② 要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、**支援計画の作成**等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③ **関係機関との連絡調整**
- ④ その他の必要な支援

相談対応件数 （※拠点以外も含む）
439,734件

都道府県等

児童相談所
225箇所 (R3.4)

○ 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。

【具体的な業務内容】

- ① 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ② **相談**（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
- ③ 一時保護
- ④ 措置（**在宅指導**、児童福祉施設入所措置、里親委託等）

相談対応件数
544,698件

児童家庭支援センター
147箇所 (R2.11)

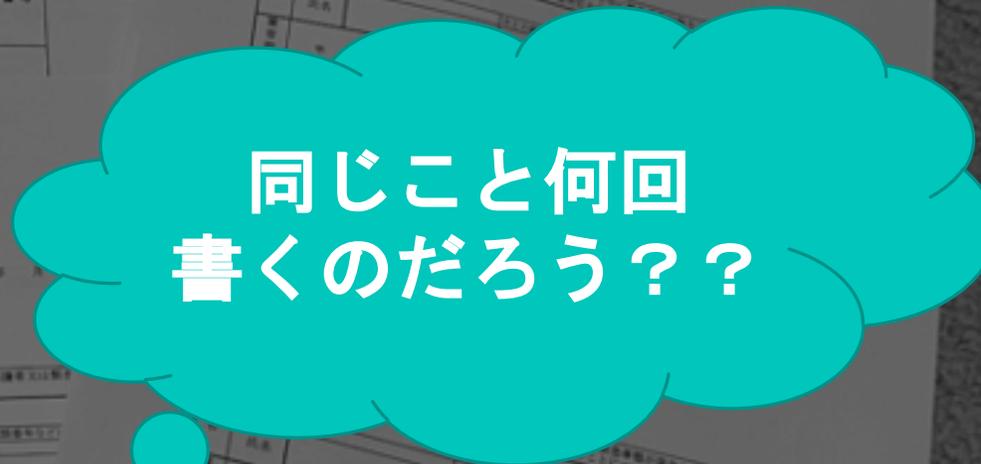
○ 児童に関する家庭その他から、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ技術的助言その他必要な援助等を行う。

【具体的な業務内容】

- ① 虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの**相談に応じ、必要な助言**を行う。
- ② 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての**指導**を行う。
- ③ 子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等**関係機関との連絡調整**を行う。

相談対応件数
251,709件

サービスの申込について



新緑区ファミリー・サポート・センター事業入会申込み書

(宛先) 新緑区 区役所 福祉課 福祉係

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

電話 03-3268-1111

利用区分	利用会員	性別	年齢	住所	電話番号
ファミリー					
申請者名					
住所					

新緑区ファミリー・サポート・センター事業入会申込み書

利用区分

利用会員

性別

年齢

住所

電話番号

ショートステイ事業利用申請書

利用区分

利用会員

性別

年齢

住所

電話番号

【子育て支援サービス 児童部】

児童名

生年月日

性別

年齢

住所

電話番号

アレルギー	※必須 欄 - 別
アレルギー	乳製品、小麦粉、卵、大豆、魚介類、鶏卵、牛乳、卵黄、小麦、卵白、大豆、魚介類、鶏卵、牛乳、卵黄、小麦、卵白、大豆、魚介類、鶏卵、牛乳、卵黄、小麦、卵白

第4号様式(第6版) 子どもショートステイ(協力家庭)事業利用申請書

利用区分

利用会員

性別

年齢

住所

電話番号

利用申請書

利用区分

利用会員

性別

年齢

住所

電話番号

別紙1

氏名	性別	生年月日	備考

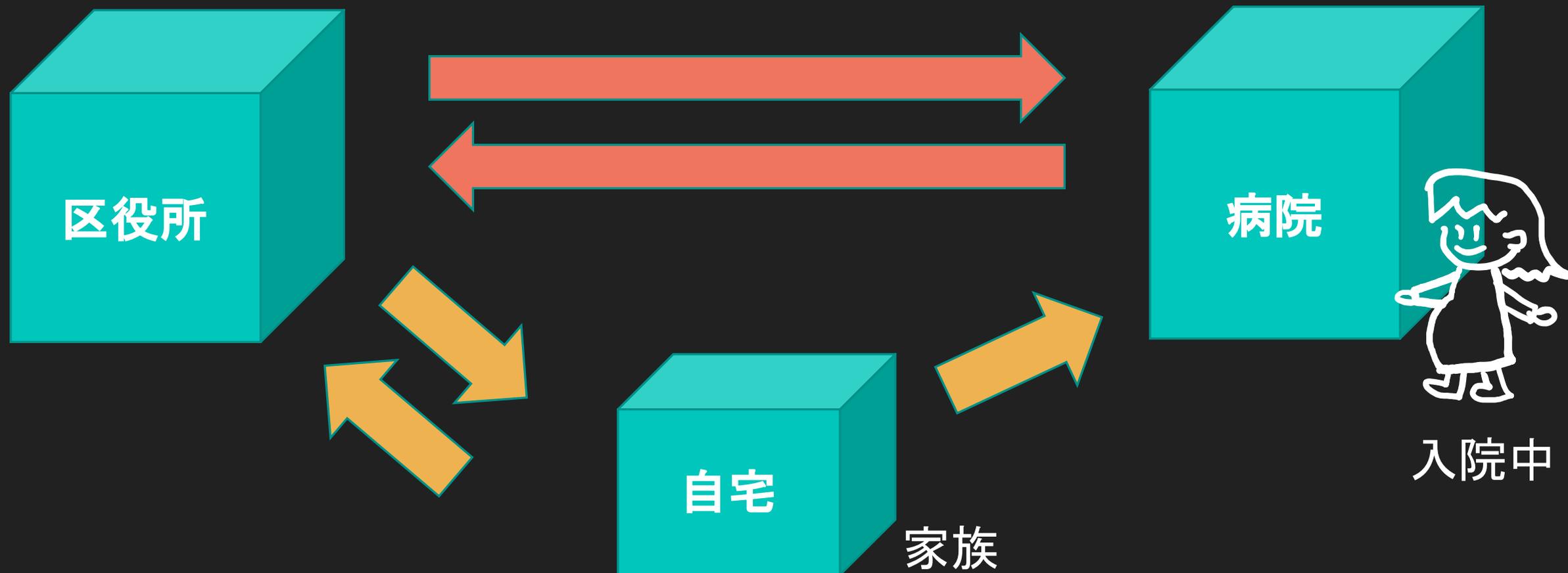
別紙2

住所	区	町	丁目	番	号

別紙3

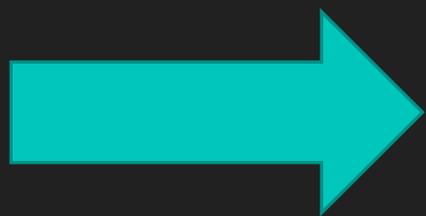
住所	区	町	丁目	番	号

病院との連携について



切迫早産のサポートについて

- 切迫早産は全妊婦の13~14%に
- 早産は全妊婦の5~6%に



3ヶ月ほど入院する場合も

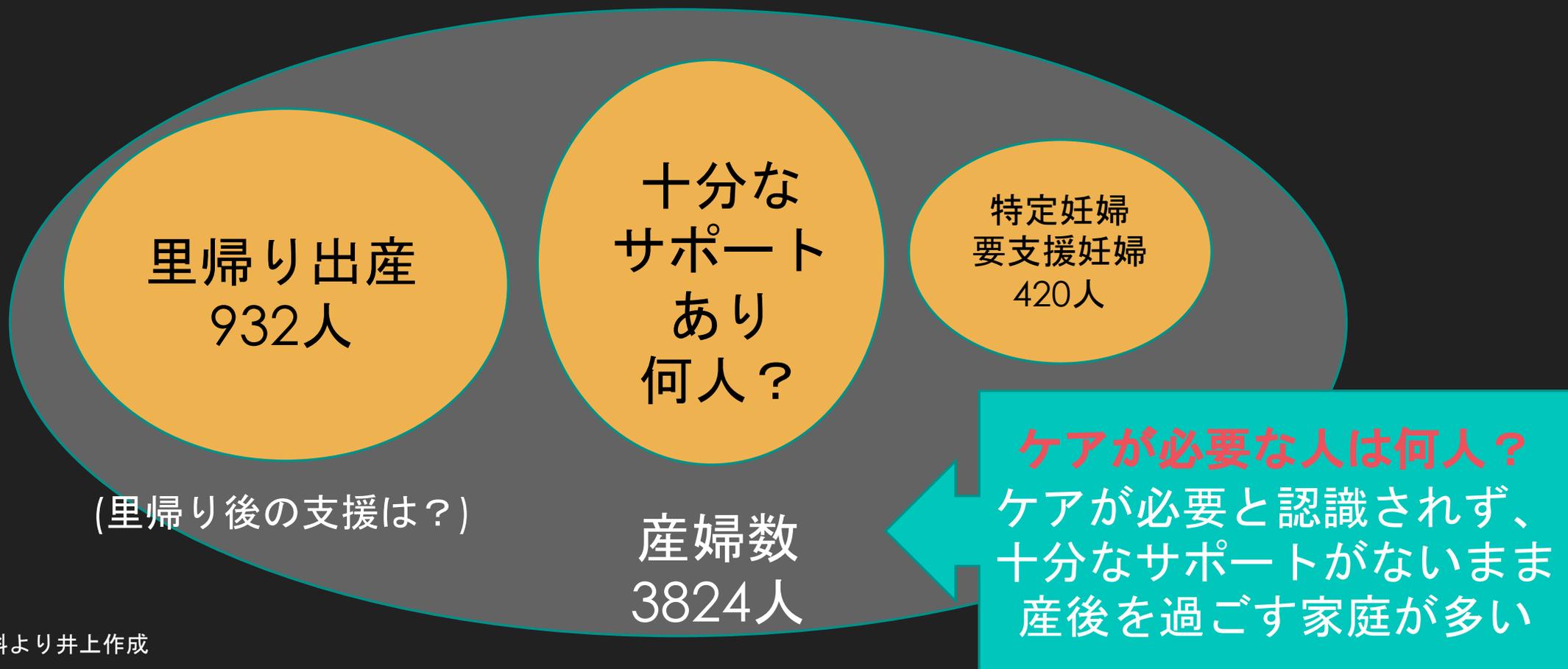
産後ケアの利用率(令和2年度)

	対象者数	利用実人数	利用延人数
産後ケア事業 宿泊型	3824	58 1.5%	61 利用者1人 あたり1.05回
産後ケア事業 訪問型	3824	489 13%	676 利用者1人 あたり1.38回

2,3ヶ月児の母と子の会 お母さんの休み時間 離乳食講習会の利用者数

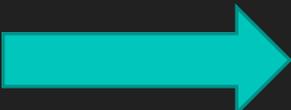
	H29年度	R2年度	R3年度	R4年度見込
2,3ヶ月児の母と子の会	1032組	0組	68組	336組
	4人に1人が利用			
お母さんの休み時間	延297人	延1人	延44人	延300人
離乳食講習会	1096人	127人	471人	1240人
	4人に1人が利用			

産後における産婦の現状について



切れ目ない支援？ 私の場合

- 母親学級→定員いっぱい参加できず
- 出産前の連絡→早期入院となり、連絡を受けたときは産後
- 妊娠高血圧症候群→助言や助成制度の案内なし
- 産後→サポートについて具体的な提案なし
- 2、3ヶ月の親の会→申込の電話するも非開催

 切れ目をつないでいく支援を

公園の建蔽率について

民間はいいのに、
公園内の集会所は
既存不適格で廃止。

○集会所 2%

○民間事業者 12%